

秋田市告示第129号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第86条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第93条および第115条の10の規定により告示する。

令和7年4月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社ツクイ	ツクイ秋田 訪問看護ス テーション	秋田市中通四丁 目1番2号 秋 田スクエアビル 3F-A号室	令和7年4月1日	訪問看護、 介護予防訪 問看護
社会福祉法 人秋田中央 福祉会	特別養護老 人ホームあ きた中央	秋田市外旭川字 三千刈114番地 1	令和7年4月1日	介護老人福 祉施設
社会福祉法 人幸泉会	特別養護老 人ホームや まゆり	秋田市飯島川端 一丁目2番5号	令和7年4月1日	介護老人福 祉施設